特定非営利活動法人あきた結いネット定款

第 1 章 総則

(名称)
第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人あきた結いネットという。
(事務所)
第 2 条 この法人は、主たる事務所を秋田県秋田市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)
第 3 条 この法人は、自らの努力だけでは地域で自立した生活を送ることが困難な者に対して、衣(衣類)・食(食料)・住 (住居)の提供そして居(居場所)・職(就労)・充(充実感)の視点を踏まえた支援を行うことにより、各人が人間らしい心豊かな生活が実現できるよう、地域・環境・ネットワーク作りに寄与することで社会福祉の向上を図ることを目的とする。
(特定非営利活動の種類)
第 4 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。
(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
(2) 社会教育の推進を図る活動
(3) 地域安全活動
(4) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
(5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
(事業)
第 5 条 この法人は第 3 条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。
(1) 特定非営利活動に係る事業
① 生活基礎支援事業
② 住居確保に関する事業
③ 高齢者福祉サービス事業
④ 障害者福祉サービス事業
⑤ 就労支援事業
⑥ 余暇支援事業
⑦ 相談支援事業
⑧ その他、第 3 条の目的を達成するために必要と思われる事業

第 3 章 会員

(種別)

第 6 条 この法人の構成は次の 2 種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を得なければならない。理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

3 理事長は前項の者の入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第 8 条 正会員及び賛助会員は､理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会届を提出したとき。

(2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受けたとき。または、会員である団体が消滅したとき。

(3) 継続して 2 年以上会費を滞納したとき。

(4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。その場合、その会員に対し議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款等に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第 12 条 会員が納入した会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)
第 13 条 この法人には次の役員を置く。
(1) 理事 3 人以上 10 人以内
(2) 監事 1 人以上 3 人以内
2 理事のうち、1 人を理事長とする。
(選任等)
第 14 条 理事及び監事は、総会において選任する。
2 理事長は、理事の互選とする。
3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。
(職務)
第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
3 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において指名された理事が、その職務を代行する。
4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
5 監事は次に掲げる職務を行う。
(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
(2) この法人の財産の状況を監査すること。
(3) 前 2 号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。
(任期等)
第 16 条 役員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。
2 前項の規定に関わらず、任期満了前に就任後 2 事業年度が終了した後の総会において後任の役員が選任された場合には、当該総会が終結するまでを任期とし、また任期満了後後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
3 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期

の残存期間とする。
4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
(欠員補充)
第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
(解任)
第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
(2) 業務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
(報酬等)
第 19 条 役員には、その総数の 3 分の 1 以下の範囲で報酬を受けることができる。
2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
3 前 2 項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(職員)
第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
2 職員は、理事長が任免する。

第 5 章 総会

(種別)
第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。
(構成)
第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。
(権能)
第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。
(1) 定款の変更
(2) 解散
(3) 合併
(4) 役員の選任又は解任
(5) その他、法令又はこの定款により総会の権限とされた事項
(開催)
第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。
2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
(2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。
(招集)
第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。
2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときには、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所（情報通信技術を用いた方法により開催する場合にはあっては、その接続方法等を含む。）、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
4 総会は、情報通信技術を用いた方法（Web 会議システム等）により開催することができる。
(議長)
第 26 条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。
(定足数)
第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。
(議決)
第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(表決権等)
第 29 条 各正会員の表決権は平等なものとする。
2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することが出来る。
3 前項の規定により表決した正会員は、第 27 条、第 28 条第 2 項、第 30 条第 1 項第 2 号、第 48 条の適用については総会に出席したものとみなす。
4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の表決に加わることができない。
(議事録)
第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。
3 前 2 項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより総会の議決があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 総会の議決があったものとみなされた事項の内容
(2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
(3) 総会の決議があったものとみなされた日
(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第 6 章 理事会

(構成)
第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。
(権能)
第 32 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。
(1) 総会に付議すべき事項
(2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
(3) 事業計画及び収支予算並びにその変更に関する事項
(4) 事業報告及び活動決算に関する事項
(5) 役員の職務及び報酬に関する事項
(6) 会費の額に関する事項
(7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
(8) 事務局の組織及び運営に関する事項
(9) その他この法人の運営及び業務執行に関する事項
(開催)
第 33 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
(1) 理事長が必要と認めたとき。
(2) 理事総数の 3 分の 1 から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
(3) 第 15 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。
(招集)
第 34 条 理事会は理事長が招集する。

2 理事長は、第 33 条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所（情報通信技術を用いた方法により開催する場合にあっては、その接続方法等を含む。）、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。
4 理事会は、情報通信技術を用いた方法（Web 会議システム等）により開催することができる。
（議長）
第 35 条 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名したものがこれに当たる。
（議決）
第 36 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
（表決権等）
第 37 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。
2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面または代理人をもって表決することができる。
3 前項の規定により表決した理事は、第 36 条第 2 項及び第 38 条第 1 項第 2 号の適用について、理事会に出席したものとみなす。
4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
（議事録）
第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
(1) 日時及び場所
(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記する）
(3) 審議事項
(4) 議事の経過の概要及び議決の結果
(5) 議事録署名人の選任に関する事項
2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産、会計

（資産の構成）
第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産
(2) 会費
(3) 寄付金品
(4) 財産から生じる収益
(5) 事業に伴う収益
(6) その他の収益
(資産の管理)
第 40 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
(会計の原則)
第 41 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。
(事業計画及び予算)
第 42 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。
(暫定予算)
第 43 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときには、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日までに前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
(予備費の設定及び使用)
第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
(予算の追加及び更正)
第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
(事業報告及び決算)
第 46 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け理事会の議決を経なければならない。
2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
(事業年度)
第 47 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり、同年 12 月 31 日に終わる。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 2 分の 1 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 25 条第 3 項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

(1) 目的

(2) 名称

(3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）

(5) 社員の資格の得喪に関する事項

(6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）

(7) 会議に関する事項

(8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項

(9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）

(10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1) 総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3) 正会員の欠亡

(4) 合併

(5) 破産手続き開始の決定

(6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち解散時の総会において定めたものに譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、この法人のホームペ

ージに掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)
第 53 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の決議を経て理事長がこれを定める。
付則
1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 坂下美渉
副理事長 千葉恵美
理事 戸嶋志佳子
監事 武藤四郎
3 この法人の設立当時の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2014 年 12 月 31 日までとする。
4 この法人の設立当初の事業年度は第 47 条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から 2013 年 12 月 31 日までとする。
5 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第 42 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
6 この法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員会費 年 3,000 円
(2) 賛助会員 年 2,000 円
7 この定款の変更（第 8 条、第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項、第 23 条、第 25 条、第 32 条、第 34 条、第 40 条、第 42 条、第 45 条、第 46 条第 1 項、第 52 条の変更）は、令和 8 年 11 月 6 日から施行する。ただし、役員の役職並びに任期等（第 13 条第 2 項、第 14 条第 2 項、第 15 条第 3 項、第 16 条第 2 項）に係る変更については、所轄庁の認証を受けた日から施行する。